

議第 37 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

令和 2 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.05</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.70</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>14.00</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>19.35</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,000円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,900円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯<u>21,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>16,425円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>7,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>3,750円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>5,625円</u></p>	<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯<u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,750円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>7,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>3,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>5,925円</u></p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.59</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.52</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項</p>

改正後	改正前
<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>21,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>15,330円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>7,665円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>11,498円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>5,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,625円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>3,938円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,650円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保</p>	<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,230円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>11,025円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>5,530円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,765円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>4,148円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,300円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保</p>

改正後	改正前
<p>険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,500円</u></p>	<p>険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,450円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,950円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>5,475円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>8,213円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,500円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>5,250円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>7,875円</u></p>
<p>ウ （略）</p>	<p>ウ （略）</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,750円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>1,875円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>2,813円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,950円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>1,975円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>2,963円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,750円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,500円</u></p>
<p>カ （略）</p>	<p>カ （略）</p>
<p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）</p>	<p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,380円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>2,190円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>3,285円</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>1,500円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>750円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>1,125円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,900円</u></p> <p>カ （略）</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,780円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,200円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>2,100円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>3,150円</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>1,580円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>790円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>1,185円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,800円</u></p> <p>カ （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税に

ついて適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和2年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

(第3条から第5条の2関係)

<医療給付費分>

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	6.05%	5.70%	0.35
資産割	14.00%	19.35%	△5.35
均等割	31,000円	28,900円	2,100円
平等割	21,900円	21,000円	900円
平等割(特定世帯)	10,950円	10,500円	450円
平等割(特定継続世帯)	16,425円	15,750円	675円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約2,300円の増額となる見込みです。

(2) 後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

(第7条の3関係)

<後期高齢者支援金分>

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	2.13%	2.13%	0
均等割	8,900円	8,900円	0円
平等割	7,500円	7,900円	△400円
平等割(特定世帯)	3,750円	3,950円	△200円
平等割(特定継続世帯)	5,625円	5,925円	△300円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約170円の減額となる見込みです。

(3) 介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

(第8条及び第9条の2関係)

＜介護納付金分＞

区分	令和2年度（A）	令和元年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	1.59%	1.52%	0.07
均等割	9,500円	9,000円	500円
平等割	5,800円	5,800円	0円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約970円の増額となる見込みです。

（4）世帯所得が33万円を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（7割軽減）

（第23条第1号関係）

区分	対象項目	令和2年度（A）	令和元年度（B）	増減（A）－（B）	
均等割	医療給付費分	21,700円	20,230円	1,470円	
	後期高齢者支援金分	6,230円	6,230円	0円	
	介護納付金分	6,650円	6,300円	350円	
平等割	医療給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	15,330円	14,700円	630円
		特定世帯	7,665円	7,350円	315円
		特定継続世帯	11,498円	11,025円	473円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,250円	5,530円	△280円
		特定世帯	2,625円	2,765円	△140円
		特定継続世帯	3,938円	4,148円	△210円
	介護納付金分	4,060円	4,060円	0円	

（5）世帯所得が〔33万円＋（28万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（5割軽減）

（第23条第2号関係）

区分	対象項目	令和2年度（A）	令和元年度（B）	増減（A）－（B）
均等割	医療給付費分	15,500円	14,450円	1,050円
	後期高齢者支援金分	4,450円	4,450円	0円
	介護納付金分	4,750円	4,500円	250円

平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,950円	10,500円	450円
		特定世帯	5,475円	5,250円	225円
		特定継続世帯	8,213円	7,875円	338円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,750円	3,950円	△200円
		特定世帯	1,875円	1,975円	△100円
		特定継続世帯	2,813円	2,963円	△150円
介護納付金分		2,900円	2,900円	0円	

(6) 世帯所得が〔33万円＋(51万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。(2割軽減)

(第23条第3号関係)

区分	対象項目	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (A)－(B)	
均等割	医療給付費分	6,200円	5,780円	420円	
	後期高齢者支援金分	1,780円	1,780円	0円	
	介護納付金分	1,900円	1,800円	100円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,380円	4,200円	180円
		特定世帯	2,190円	2,100円	90円
		特定継続世帯	3,285円	3,150円	135円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,500円	1,580円	△80円
		特定世帯	750円	790円	△40円
		特定継続世帯	1,125円	1,185円	△60円
介護納付金分		1,160円	1,160円	0円	

(7) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)